

提供精子を用いた人工授精・体外受精に関する見解・指針（改定案）

提供精子を用いた人工授精・体外受精（以下本法）は、不妊症の治療として行われる医療行為であり、その実施に際しては、わが国における倫理的・法的・社会的基盤に十分配慮し、これを実施する。

1. 本法は、本法以外の医療行為によっては妊娠の可能性がない、あるいはこれ以外の方法で妊娠をはかった場合に母体や児に重大な危険がおよぶと判断されるものを対象とする。
2. 被実施者は法的に婚姻している夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする。
3. 実施者は、被実施者である不妊症夫婦双方に本法の内容、問題点、予想される成績について事前に文書を用いて説明し、了解を得た上で同意を取得し、同意文書を保管する。また本法の実施に際しては、被実施者夫婦およびその出生児のプライバシーを尊重する。
4. 精子提供者は心身とも健康で、感染症がなく自己の知る限り遺伝性疾患を認めず、精液所見が正常であることを条件とする。本法の治療にあたっては、感染の危険性を考慮し、凍結保存精子を用いる。同一提供者からの出生児は10名以内または5家族以内とする。
5. 実施医師は精子提供者を同定しうる記録を保存し、子どもが成人した後に提供者と会う権利ができるだけ尊重する。
6. 実施医師は被実施夫婦に、本法で治療前に考えなければならないこと、特に適切な方法で本法によってうまれた事実を子どもに告げることの意義について、専門家の協力を得て説明する。
7. 精子提供は営利目的で行われるべきものではなく、営利目的での精子提供の斡旋もしくは関与または類似行為をしてはならない。
8. 本会会員が本法を行うにあたっては、所定の書式に従って本学会に登録、報告しなければならない。

“提供精子を用いた人工授精・体外受精に関する見解・指針”に対する考え方（解説）

今回、従来の会告「提供精子を用いた人工授精」が1) 子どもにとって非常に重要な成人した後に提供者と会う権利（いわゆる自己の出自を知る権利）、および2) 提供精子による体外受精、の二つを認めていないという点を改め、本治療がより適切に運用されることを目的として「提供精子を用いた人工授精・体外受精」と見解・指針名を修正するとともに、以下の解説を付した。

提供精子を用いた人工授精・体外受精は不妊症の治療として行われる医療行為であるが、その影響が被実施者である不妊症夫婦とその出生児および精子提供者と多岐にわたるため、専門的知識を持った医師がこれらの関係者全て、特に生まれてくる子供の権利・福祉に十分配慮し、適応を厳密に遵守して施行する必要がある。

1. 本法は、本法以外の医療行為によっては妊娠の可能性がない、あるいはこれ以外の方法で妊娠をはかった場合に母体や児に重大な危険がおよぶと判断されるものを対象とする。

(解説)

女性側に明らかな不妊症原因がないか、あるいは治療可能であることが前提条件となる。臨床的にこれ以外の方法では妊娠が不可能、あるいはこれ以外の方法で妊娠をはかった場合に母体や児に重大な危険がおよぶと判断される、と医師が臨床的に判断した場合に適応となりうる。しかしながら、原則として本法の施行は無精子症に限定されるべきである。

慎重な配慮なしに他の治療法で妊娠可能な症例に本法を行うことは、厳に慎まなければならない。さらに、本治療開始前に、夫婦にカウンセリングの機会を可能な限り提供することが推奨される。

2. 被実施者は法的に婚姻している夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする。

(解説)

本法の対象者が法律上の夫婦であることを確認するため、戸籍謄本を提出することが望ましい。本法の実施にあたっては、同意書を各施設で責任をもって保存する。

3. 実施者は、被実施者である不妊症夫婦双方に本法の内容、問題点、予想される成績について事前に文書を用いて説明し、了解を得た上で同意を取得し、同意文書を保管する。また本法の実施に際しては、被実施者夫婦およびその出生児のプライバシーを尊重する。

(解説)

本法において夫婦の同意を確認することは、生まれてくる子どもの福祉を考える上で極めて重要である。そのため治療開始前に、本法により出生した子どもは夫婦の嫡出子と認めることを明記した同意書に、夫婦が同席の上で署名し、夫婦とも押印を押すなど本人確認を行ったのちに治療を開始する。この同意書等は各施設で責任をもって一定期間保存する。また治療中夫婦の意思を再確認するため、本法を施行するごとに、夫婦の書面による同意を得ることとする。

本法は、当事者のプライバシーに関わる部分も通常の医療以上に大きいため、医師をはじめとした医療関係者が、被実施夫婦および出生児のプライバシーを守ることは当然の義務である。

4. 精子提供者は心身とも健康で、感染症がなく自己の知る限り遺伝性疾患を認めず、精液所見が正常であることを条件とする。本法の実施にあたっては、感染性を考慮し、凍結保存精子を用いる。同一提供者からの出生児は10名以内または5家族以内とする。

(解説)

精子提供者は、感染症（肝炎、AIDS を含む性病等）、血液型、精液検査を予め行い、感染症のないこと、精液所見が正常であることを確認する。また、自分の2親等以内の家族、および自分自身に遺伝性疾患のないことを提供者の条件とする。その上で提供者になることに同意する旨の同意書に署名、押印し、提供者の登録を行う。

実施にあたっては、HIV-1/2 をはじめとする感染症にwindow期間が存在し、実際に新鮮精液使用によるこの期間の感染が報告されていることを考慮し、少なくとも180日凍結保存してその後提供者の感染症検査を行って陰性であった凍結保存精液のみを使用する。

同一の精子提供者からの出生児数は10名以内、または5家族以内（一人の提供者が最大5夫婦に提供可能、ただし1夫婦からの出生児数は5名以内とする）とし、実施施設では授精・移植の記録および妊娠の有無を把握するよう努力する。同一提供者からの出生児を10名以内、5家族以内のいずれかにするかは医療機関であらかじめ規定し、提供者の同意書に明記する。

また本法の実施者は提供者が本法について理解して提供することができるよう、十分に説明をし、

提供前後にわたって必要があればプライバシーを厳密に保持しつつカウンセリングを受けられる体制を整備する。

5. 実施医師は精子提供者を同定しうる記録を保存するものとし、子どもが成人した後に提供者と会う権利をできるだけ尊重する。

(解説)

第三者からの精子提供で被実施夫婦が治療開始前に提供者を知り、選別することは優生思想につながるため、容認できない。ただ実施医師は、授精・移植のたびごとに提供者を同定できるよう診療録に記載する。授精・移植ごとの精子提供者の記録は、匿名での提供では出生児数を制限するため、非匿名の提供ではこれに加えて、子どもが成人した後に適当なカウンセリングを経て子どもが自己の包括的遺伝情報を得るために、生まれた実感をえるために提供者に会うことを可能にするための資料として保存される。また診療録・同意書の保存期間については、特に子どもが生まれた場合、長期間の子どもの福祉に関する可能性がある本法の特殊性を考慮し、100年間の保存が望ましい。わが国ではこれまで匿名の精子提供のみが行われてきた経緯があり、現時点で直ちにすべての提供精子を非匿名にすることは困難である。また現時点では「提供者が親ではない」という法の規定が存在しないため、父親の死後に凍結受精胚を戻す際など、父親の同意が得られていない場合親子関係が不明確になる可能性等を考慮し、子どもと提供者との接触について一定の制限を行うのはやむを得ない。しかし提供者の情報を切実に必要とする子どもが国内外で多数存在する事実を踏まえ、将来的には子どもの福祉の観点から、すべての子どもが提供者と会える権利をもつ制度を作っていくことが望ましい。

そのため匿名提供は、「提供者が親ではない」ことが法で規定され、非匿名提供の普及と適切な記録管理制度が整備された後、段階的な縮小を図るものとする。また今後匿名の提供であっても、生まれた子どもが成人したのちに提供者との接触を希望した場合、あくまで提供者の同意と、前述の法規定が成立していることを前提として、接触を可能にするよう努力することが勧められる。なお非匿名の提供の場合、人工授精だけでなく体外受精への提供精子の使用を認める。この場合、特に凍結受精胚使用の場合に父親の同意の確認と、一人の提供者から生まれる子どもの数制限について特段の注意が必要である。匿名の提供精子については、これまで通り人工授精のみとする。

6. 実施医師は被実施夫婦に、本法で治療前に考えなければならないこと、特に適切な方法で本法によってうまれた事実を子どもに告げることの意義について、専門家の協力を得て説明する。

(解説)

本法開始時に1) 匿名・非匿名の第三者からの提供の違い、2) 遺伝的につながった子どもを持てないことを夫が克服していることの重要性、3) 告知の重要性等を被実施者夫婦に理解させ、4) 子どもが生まれたあとも継続的な被実施夫婦へ精神的援助を行うには、この治療を知悉し、経験を積んだカウンセラーなどの援助が必須である。

特に生まれた子どもに、本法でうまれたことを伝える（以下、告知）かどうかは、親となった被実施夫婦にとって重大な決断となる。適切に行われる告知は、家族関係を悪化させないことが報告されている一方、告知をしないで思春期に偶然その事実を知った子どもは深刻な精神的打撃を受けることがあることも知られている。実施医師は告知をする際の適切な時期と方法などについて、カウンセラーなど専門家の協力を得ることにより、被実施夫婦に本法開始時だけでなく継続的に説明していくことが必要である。

7. 精子提供は営利目的で行われるべきものではなく、営利目的での精子提供の斡旋もしくは関与ま

たは類似行為をしてはならない。

(解説)

本法は、これ以外の医療行為によっては妊娠の可能性のない男性不妊に対して適応されるべきであり、その施行にあたっては医学的立場のみならず、倫理的、かつ社会的基盤が十分に配慮されるべきである。営利目的で本法の斡旋もしくは関与またはその類似行為を行うことは許されるべきではない。本法の商業主義的濫用は、生殖技術の適正利用が保障されなくなると同時に被実施夫婦や提供者のプライバシーや出生児の権利も保障されなくなる。

8. 本会会員が本法を行うにあたっては、所定の書式に従って本学会に登録、報告しなければならない。

(解説)

本会会員が本法を施行する際、所定の書式に従って本学会に登録、報告することとする。

(“「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解”として発表、
平成9年5月、会長 矢嶋 聰)

(平成18年4月改定、理事長 武谷雄二、倫理委員会委員長 吉村泰典)

(「提供精子を用いた人工授精に関する見解」として改定
平成27年6月、理事長 小西郁生、倫理委員会委員長 菊原 稔)
(令和8年月改定案)

提供精子を用いた人工授精・体外受精に関する見解 新旧対照表

変更箇所	現行	改定案
タイトル	提供精子を用いた人工授精に関する見解	提供精子を用いた人工授精・ <u>体外受精</u> に関する見解・ <u>指針</u>
序文	提供精子を用いた人工授精（artificial insemination with donor's semen；AID、以下本法）は、不妊の治療として行われる医療行為であり、その実施に際しては、わが国における倫理的・法的・社会的基盤に十分配慮し、これを実施する。	提供精子を用いた人工授精・ <u>体外受精</u> （ <u>artificial insemination with donor's semen；AID</u> 、以下本法）は、不妊 <u>症</u> の治療として行われる医療行為であり、その実施に際しては、わが国における倫理的・法的・社会的基盤に十分配慮し、これを実施する。
1	本法は、本法以外の医療行為によっては妊娠の可能性がない、あるいはこれ以外の方法で妊娠をはかった場合に母体や児に重大な危険がおよぶと判断されるものを対象とする。	本法は、本法以外の医療行為によっては妊娠の可能性がない、あるいはこれ以外の方法で妊娠をはかった場合に母体や児に重大な危険がおよぶと判断されるものを対象とする。
2	被実施者は法的に婚姻している夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする。	被実施者は法的に婚姻している夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする。
3	実施者は、被実施者である不妊夫婦双方に本法の内容、問題点、予想される成績について事前に文書を用いて説明し、了解を得た上で同意を取得し、同意文書を保管する。また本法の実施に際しては、被実施者夫婦およびその出生児のプライバシーを尊重する。	実施者は、被実施者である不妊 <u>症</u> 夫婦双方に本法の内容、問題点、予想される成績について事前に文書を用いて説明し、了解を得た上で同意を取得し、同意文書を保管する。また本法の実施に際しては、被実施者夫婦およびその出生児のプライバシーを尊重する。
4	精子提供者は心身とも健康で、感染症がなく自己の知る限り遺伝性疾患を認めず、精液所見が正常であることを条件とする。本法の治療にあたっては、感染の危険性を考慮し、凍結保存精子を用いる。同一提供者からの出生児は10名以内とする。	精子提供者は心身とも健康で、感染症がなく自己の知る限り遺伝性疾患を認めず、精液所見が正常であることを条件とする。本法の治療にあたっては、感染の危険性を考慮し、凍結保存精子を用いる。同一提供者からの出生児は10名以内 <u>または5家族以内</u> とする。
5	精子提供者のプライバシー保護のため精子提供者は匿名とするが、実施医師は精子提供者の記録を保存するものとする。	<u>精子提供者のプライバシー保護のため精子提供者は匿名とするが、実施医師は精子提供者を同定しうる記録を保存し、子どもが成人した後に提供者と会う権利をできるだけ尊重するものとする。</u>
6 ※新規追加		<u>(新設)</u> <u>実施医師は被実施夫婦に、本法で治療前に考えなければならないこと、特に適切な方法で本法によって生まれた事実を子どもに告げるとの意義について、専門家の協力を得て説明す</u>

		<u>る。</u>
7	(現行6) 精子提供は営利目的で行われるべきものではなく、営利目的での精子提供の斡旋もしくは関与または類似行為をしてはならない。	(7に移動) 精子提供は営利目的で行われるべきものではなく、営利目的での精子提供の斡旋もしくは関与または類似行為をしてはならない。
8	(現行7) 本学会員が本法を行うにあたっては、所定の書式に従って本学会に登録、報告しなければならない。	(8に移動) 本 <u>会</u> 員が本法を行うにあたっては、所定の書式に従って本学会に登録、報告しなければならない。

“提供精子を用いた人工授精に関する見解”に対する考え方（解説） 新旧対照表

タイトル	“提供精子を用いた人工授精に関する見解”に対する考え方（解説）	“提供精子を用いた人工授精・体外受精に関する見解・指針”に対する考え方（解説）
序文	<p>今回、平成18年4月の会告「非配偶者間人工授精に関する見解」で用いられている「非配偶者間人工授精」という表現を、より適切な表現である「提供精子を用いた人工授精」に修正した。この会告がより正しく理解されることを目的とし、以下の解説を付した。</p> <p>提供精子を用いた人工授精は不妊の治療として行われる医療行為であるが、その影響が被実施者である不妊夫婦とその出生児および精子提供者と多岐にわたるため、専門的知識を持った医師がこれらの関係者全て、特に生まれてくる子供の権利・福祉に十分配慮し、適応を厳密に遵守して施行する必要がある。</p>	<p>今回、<u>従来の会告「提供精子を用いた人工授精」が1) 子どもにとって非常に重要な成人した後に提供者と会う権利（いわゆる自己の出自を知る権利）、および2) 提供精子による体外受精、の二つを認めていない</u>という点を改め、<u>本治療がより適切に運用されることを目的として「提供精子を用いた人工授精・体外受精」と見解・指針名を修正するとともに、以下の解説を付した。</u></p> <p><u>提供精子を用いた人工授精・体外受精は不妊症の治療として行われる医療行為であるが、その影響が被実施者である不妊症夫婦とその出生児および精子提供者と多岐にわたるため、専門的知識を持った医師がこれらの関係者全て、特に生まれてくる子供の権利・福祉に十分配慮し、適応を厳密に遵守して施行する必要がある。</u></p>
1	本法は、本法以外の医療行為によっては妊娠の可能性がない、あるいはこれ以外の方法で妊娠をはかった場合に母体や児に重大な危険がおよぶと判断されるものを対象とする。	本法は、本法以外の医療行為によっては妊娠の可能性がない、あるいはこれ以外の方法で妊娠をはかった場合に母体や児に重大な危険がおよぶと判断されるものを対象とする。

1 (解説)	<p>女性側に明らかな不妊原因がないか、あるいは治療可能であることが前提条件となる。臨床的にこれ以外の方法では妊娠が不可能、あるいはこれ以外の方法で妊娠をはかった場合に母体や児に重大な危険がおよぶと判断される、と医師が臨床的に判断した場合に適応となりうる。しかしながら、原則として本法の施行は無精子症に限定されるべきである。</p> <p>慎重な配慮なしに他の治療法で妊娠可能な症例に本法を行うことは、厳に慎まなければならない。さらに、本治療開始前に、夫婦にカウンセリングの機会を可能な限り提供することが推奨される。</p>	<p>女性側に明らかな不妊症原因がないか、あるいは治療可能であることが前提条件となる。臨床的にこれ以外の方法では妊娠が不可能、あるいはこれ以外の方法で妊娠をはかった場合に母体や児に重大な危険がおよぶと判断される、と医師が臨床的に判断した場合に適応となりうる。しかしながら、原則として本法の施行は無精子症に限定されるべきである。</p> <p>慎重な配慮なしに他の治療法で妊娠可能な症例に本法を行うことは、厳に慎まなければならない。さらに、本治療開始前に、夫婦にカウンセリングの機会を可能な限り提供することが推奨される。</p>
2	被実施者は法的に婚姻している夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする。	被実施者は法的に婚姻している夫婦で、心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする。
2 (解説)	本法の対象者が法律上の夫婦であることを確認するため、戸籍謄本を提出することが望ましい。本法の実施にあたっては、同意書を各施設で責任をもって保存する。	本法の対象者が法律上の夫婦であることを確認するため、戸籍謄本を提出することが望ましい。本法の実施にあたっては、同意書を各施設で責任をもって保存する。
3	実施者は、被実施者である不妊夫婦双方に本法の内容、問題点、予想される成績について事前に文書を用いて説明し、了解を得た上で同意を取得し、同意文書を保管する。また本法の実施に際しては、被実施者夫婦およびその出生児のプライバシーを尊重する。	実施者は、被実施者である不妊症夫婦双方に本法の内容、問題点、予想される成績について事前に文書を用いて説明し、了解を得た上で同意を取得し、同意文書を保管する。また本法の実施に際しては、被実施者夫婦およびその出生児のプライバシーを尊重する。
3 (解説)	<p>本法において夫婦の同意を確認することは、生まれてくる子どもの福祉を考える上で極めて重要である。そのため治療開始前に、本法により出生した子どもは夫婦の嫡出子と認めることを明記した同意書に、夫婦が同席の上で署名し、夫婦とも押印を押すなど本人確認を行ったのちに治療を開始する。この同意書等は各施設で責任をもって一定期間保存する。また治療中夫婦の意思を再確認するため、本法を施行するごとに、夫婦の書面による同意を得ることとする。</p> <p>本法は、当事者のプライバシーに関わる部分も通常の医療以上に大きいため、医師をはじめとした医療関係者が、被実施夫婦および出生児</p>	<p>本法において夫婦の同意を確認することは、生まれてくる子どもの福祉を考える上で極めて重要である。そのため治療開始前に、本法により出生した子どもは夫婦の嫡出子と認めることを明記した同意書に、夫婦が同席の上で署名し、夫婦とも押印を押すなど本人確認を行ったのちに治療を開始する。この同意書等は各施設で責任をもって一定期間保存する。また治療中夫婦の意思を再確認するため、本法を施行するごとに、夫婦の書面による同意を得ることとする。</p> <p>本法は、当事者のプライバシーに関わる部分も通常の医療以上に大きいため、医師をはじめとした医療関係者が、被実施夫婦および出生児</p>

	のプライバシーを守ることは当然の義務である。	のプライバシーを守ることは当然の義務である。
4	<p>精子提供者は心身とも健康で、感染症がなく自己の知る限り遺伝性疾患を認めず、精液所見が正常であることを条件とする。本法の実施にあたっては、感染性を考慮し、凍結保存精子を用いる。同一提供者からの出生児は 10 名以内とする。</p>	<p>精子提供者は心身とも健康で、感染症がなく自己の知る限り遺伝性疾患を認めず、精液所見が正常であることを条件とする。本法の治療にあたっては、感染の危険性を考慮し、凍結保存精子を用いる。同一提供者からの出生児は 10 名以内 <u>または 5 家族以内</u> とする。</p>
4 (解説)	<p>精子提供者は、感染症（肝炎、AIDS を含む性病等）、血液型、精液検査を予め行い、感染症のないこと、精液所見が正常であることを確認する。また、自分の 2 親等以内の家族、および自分自身に遺伝性疾患のないことを提供者の条件とする。その上で提供者になることに同意する旨の同意書に署名、捺印し、提供者の登録を行う。</p> <p>実施にあたっては、HIV-1/2 をはじめとする感染症に window 期間が存在し、実際に新鮮精液使用によるこの期間の感染が報告されていることを考慮し、少なくとも 180 日凍結保存してその後提供者の感染症検査を行って陰性であった凍結保存精液のみを使用する。</p> <p>同一の精子提供者からの出生児数は 10 人を超えないこととし、実施施設では授精の記録および妊娠の有無を把握するよう努力する。</p> <p>また本法の実施者は提供者が本法について理解して提供することができるよう、十分に説明をし、提供前後にわたって必要があればプライバシーを厳密に保持しつつカウンセリングを受けられる体制を整備する。</p>	<p>精子提供者は、感染症（肝炎、AIDS を含む性病等）、血液型、精液検査を予め行い、感染症のないこと、精液所見が正常であることを確認する。また、自分の 2 親等以内の家族、および自分自身に遺伝性疾患のないことを提供者の条件とする。その上で提供者になることに同意する旨の同意書に署名、捺印し、提供者の登録を行う。</p> <p>実施にあたっては、HIV-1/2 をはじめとする感染症に window 期間が存在し、実際に新鮮精液使用によるこの期間の感染が報告されていることを考慮し、少なくとも 180 日凍結保存してその後提供者の感染症検査を行って陰性であった凍結保存精液のみを使用する。</p> <p>同一の精子提供者からの出生児数は 10 <u>名以内</u>、<u>または 5 家族以内</u> (<u>一人の提供者が最大 5 夫婦に提供可能</u>、<u>ただし 1 夫婦からの出生児数は 5 名以内とする</u>) とし、実施施設では授精・移植の記録および妊娠の有無を把握するよう努力する。<u>同一提供者からの出生児を 10 名以内</u>、<u>5 家族以内のいずれかにするかは医療機関であらかじめ規定し、提供者の同意書に明記する</u>。</p> <p>また本法の実施者は提供者が本法について理解して提供することができるよう、十分に説明をし、提供前後にわたって必要があればプライバシーを厳密に保持しつつカウンセリングを受けられる体制を整備する。</p>
5	精子提供者のプライバシー保護のため精子提供者は匿名とするが、実施医師は精子提供者の記録を保存するものとする。	<u>精子提供者のプライバシー保護のため精子提供者は匿名とするが、実施医師は精子提供者を同定しうる記録を保存し、子どもが成人した後に提供者と会う権利をできるだけ尊重する</u>

		ものとする。
5 (解説)	精子提供者のプライバシー保護のため、提供者はクライエントに対し匿名とされる。実施医師は、授精のたびごとに提供者を同定できるよう診療録に記載するが、授精ごとの精子提供者の記録は、現時点では出生児数を制限するために保存されるべきものである。但し、診療録・同意書の保存期間については長期間の子どもの福祉に関する可能性がある本法の特殊性を考慮し、より長期の保存が望ましい。	<p><u>第三者からの精子提供で被実施夫婦が治療開始前に提供者を知り、選別することは優生思想につながるため、容認できない。</u> ただ実施医師は、授精・移植のたびごとに提供者を同定できるよう診療録に記載する。授精・移植ごとの精子提供者の記録は、<u>匿名での提供では出生児数を制限するため、非匿名の提供ではこれに加えて、子どもが成人した後に適当なカウンセリングを経て子どもが自己の包括的遺伝情報を得るために、生まれた実感をえるために提供者に会うことを可能にするための資料として</u>保存される。また診療録・同意書の保存期間については、<u>特に子どもが生まれた場合、長期間の子どもの福祉に関する可能性がある本法の特殊性を考慮し、100年間の保存が望ましい。</u> わが国ではこれまで匿名の精子提供のみが行われてきた経緯があり、現時点で直ちにすべての提供精子を非匿名にすることは困難である。また現時点では「提供者が親ではない」という法の規定が存在しないため、父親の死後に凍結受精胚を戻す際など、父親の同意が得られない場合親子関係が不明確になる可能性等を考慮し、子どもと提供者との接触について一定の制限を行うのはやむを得ない。しかし提供者の情報を切実に必要とする子どもが国内外で多数存在する事実を踏まえ、将来的には子どもの福祉の観点から、すべての子どもが提供者と会える権利をもつ制度を作っていくことが望ましい。</p> <p>そのため匿名提供は、「提供者が親ではない」ことが法で規定され、非匿名提供の普及と適切な記録管理制度が整備された後、段階的な縮小を図るものとする。また今後匿名の提供であっても、生まれた子どもが成人したのちに提供者との接触を希望した場合、あくまで提供者の同意と、前述の法規定が成立していることを前提として、接触を可能にするよう努力することが勧められる。なお非匿名の提供の場合、人工授</p>

		<p>精だけでなく体外受精への提供精子の使用を認める。この場合、特に凍結受精胚使用の場合に父親の同意の確認と、一人の提供者から生まれる子どもの数制限について特段の注意が必要である。匿名の提供精子については、これまで通り人工授精のみとする。</p>
6 ※新規追加		<p>実施医師は被実施夫婦に、本法で治療前に考えなければならないこと、特に適切な方法で本法によってうまれた事実を子どもに告げるとの意義について、専門家の協力を得て説明する。</p>
6※新規追加（解説）		<p>本法開始時に 1) 匿名・非匿名の第三者からの提供の違い、2) 遺伝的につながった子どもを持つないことを夫が克服していることの重要性、3) 告知の重要性等を被実施者夫婦に理解させ、4) 子どもが生まれたあとも継続的な被実施夫婦へ精神的援助を行うには、この治療を知悉し、経験を積んだカウンセラーなどの援助が必須である。</p> <p>特に生まれた子どもに、本法でうまれたことを伝える（以下、告知）かどうかは、親となつた被実施夫婦にとって重大な決断となる。適切に行われる告知は、家族関係を悪化させないことが報告されている一方、告知をしないで思春期に偶然その事実を知った子どもは深刻な精神的打撃を受けることがあることも知られている。実施医師は告知をする際の適切な時期と方法などについて、カウンセラーなど専門家の協力を得ることにより、被実施夫婦に本法開始時だけでなく継続的に説明していくことが必要である。</p>
7	(現行 6) 精子提供は営利目的で行われるべきものではなく、営利目的での精子提供の斡旋もしくは関与または類似行為をしてはならない。	(7 に移動) 精子提供は営利目的で行われるべきものではなく、営利目的での精子提供の斡旋もしくは関与または類似行為をしてはならない。
7（解説）	(現行 6 解説) 本法は、これ以外の医療行為によっては妊娠の可能性のない男性不妊に対して適応されるべきであり、その施行にあたっては医学的立場のみならず、倫理的、かつ社会的基盤が十分に	(7 解説 に移動) 本法は、これ以外の医療行為によっては妊娠の可能性のない男性不妊に対して適応されるべきであり、その施行にあたっては医学的立場のみならず、倫理的、かつ社会的基盤が十分に

	<p>配慮されるべきである。営利目的で本法の斡旋もしくは関与またはその類似行為を行うことは許されるべきではない。本法の商業主義的濫用は、生殖技術の適正利用が保障されなくなると同時に被実施夫婦や提供者のプライバシーや出生児の権利も保障されなくなる。</p>	<p>配慮されるべきである。営利目的で本法の斡旋もしくは関与またはその類似行為を行うことは許されるべきではない。本法の商業主義的濫用は、生殖技術の適正利用が保障されなくなると同時に被実施夫婦や提供者のプライバシーや出生児の権利も保障されなくなる。</p>
8	<p>(現行7)</p> <p>本学会員が本法を行うにあたっては、所定の書式に従って本学会に登録、報告しなければならない。</p>	<p>(8に移動)</p> <p>本会会員が本法を行うにあたっては、所定の書式に従って本学会に登録、報告しなければならない。</p>
8(解説)	<p>(現行7解説)</p> <p>本学会員が本法を施行する際、所定の書式に従って本学会に登録、報告することとする。</p>	<p>(8解説に移動)</p> <p>本会会員が本法を施行する際、所定の書式に従って本学会に登録、報告することとする。</p>